

2021 年 6 月 10 日  
(一財) 日本民間公益活動連携機構

新型コロナウイルス対応支援助成で事業期間が 9 か月以内となる実行団体への助成金の支払いについて

資金分配団体・実行団体間の資金提供契約は、JANPIA・資金分配団体間の資金提供契約に準じて必要な要素が包括された契約内容となっていますが、各資金分配団体の事業内容や事業実施期間によって、より合理的な運用が考えられる場合には、JANPIA と協議のうえ以下のように原則からの変更も可能となります。個別事案に応じて柔軟な判断が必要なため、変更を希望する運用等がある場合には、JANPIA の担当 PO までご相談ください。

## 1. 従来の運用の原則と課題

- (1) 資金分配団体から実行団体への助成金の支払いは、原則以下のように分割して行う運用です。
  - ①契約締結後：6 か月分（事業期間が 6 か月未満の場合は事業終了までの分）を支払う。
  - ②契約締結から 6 か月後：『進捗報告書』を踏まえ、7 か月目から事業終了時までの分を支払う。
  
- (2) 例えば、活動期間 7 か月の様に、実行団体の活動期間が短い事業も発生したことから、助成金申請の手続きについて、以下のような課題が発生しました。
  - ア. 資金分配団体が進捗報告を確認してから支払いとなり、活動 7 か月目の助成金が必要な時期に支払われない期間が発生する。
  - イ. 7 か月目の 1 か月分だけのために助成金申請と支払い事務作業が再度発生する。

## 2. 今後の運用

実行団体の事業期間が 9 か月以内となる場合には、実行団体への助成金の支払いについては、分割せずに一括して支払うことも可能と整理しました。

なお、資金提供契約書の該当条文においては、原則的な助成金の支払い方法を定めており、今回の事案は、この例外として取り扱うことが可能であると考えたものです。したがって、資金提供契約書のひな形の変更（一括支払いの明記）は不要と考えますが、変更を希望する場合は、JANPIA の担当 PO までご相談ください。

## 【参照条文】

資金分配団体—実行団体

(助成金の交付)

第 9 条

1. 甲は、乙に対して、事業開始以後 6 か月分を対象に支払い、6 か月ごとの本事業の内容並びにその進捗状況及びその成果の報告を確認した上で 6 か月ごとに支払うことを原則とし、事業完了後に確定精算する。

JANPIA—資金分配団体

(民間公益事業の進捗管理等)

第 19 条

(第 1 項・第 2 項は省略)

3. 乙から実行団体への助成金の支払いは、事業開始以後 6 か月分を対象に行い、6 か月ごとの民間公益事業の内容並びにその進捗状況及びその成果の報告を確認した上で 6 か月ごとに支払うことを原則とし、実行団体に対する助成に充当される費用の支払いは、事業完了後に確定精算する。

以上